措置	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章
概要	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
二十二	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
概要	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
概要	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
二十四	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条
概要	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。
二十五	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
概要	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
二十六	
分野	不動産業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業

留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
概要	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章 1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十七	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
概要	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十八	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
政府の段階	市場アクセス（第百六条）
措置	中央政府
概要	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号） 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。
二十九	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業 ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
概要	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号） 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。